

## 秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車等

#### (1) 放置されていた場所および台数（232台）

- ア 追分駅東自転車等駐車場 2台
- イ 追分駅前自転車等駐車場 24台
- ウ 上飯島駅前自転車等駐車場 3台
- エ 土崎駅前自転車等駐車場 41台
- オ 土崎図書館前自転車等駐車場 11台
- カ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 46台
- キ 新屋駅前自転車等駐車場 44台
- ク 牛島駅東自転車等駐車場 15台
- ケ 牛島駅西自転車等駐車場 10台
- コ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
- サ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台
- シ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 13台
- ス 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 1台
- セ 外旭川駅前広場第二自転車等駐車場 1台
- ソ 秋田駅東自転車等駐車場 4台
- タ 秋田駅西地下自転車駐車場 6台
- チ アトリオン広場地下自転車駐車場 5台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和5年6月27日および同月29日

#### (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

#### (4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年7月5日から令和6年1月5日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766